

スーパーファンド・ジャパン

ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)



【管理会社】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド

管理会社はスーパーファンド・ジャパン (以下「当ファンド」と表記。)の管理及び投資運用の指図を行います。また、管理会社は当ファンドの受益証券の発行者としても行います。

【受託会社】 ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) リミテッド

受託会社は信託証書に従って当ファンドの受託業務を行います。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条及び第15条第2項の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書、以下「請求目論見書」と表記。)が必要な場合は、販売会社又は販売取次会社にご請求いただければ、当該販売会社又は販売取次会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- この交付目論見書により行う当ファンドの受益証券の募集について、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月28日に関東財務局長に提出しており、2024年6月29日にその届出の効力が生じております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容及び訂正の有無等はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコードは「G07555」です。)でもご覧いただけます。
- 当ファンドの投資信託約款の全文の和訳は請求目論見書に掲載しています。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

管理会社等の情報

■ 関係法人

管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの管理及び投資運用の指図を行います。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)に基づいて設立された投資運用会社です。管理会社の株主持分の総額は、50,000,000円です。また、管理会社は、受益証券の発行者としても行爲します。

受託会社

ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッドは、管理会社及び受託会社との間の信託証書(ケイマン諸島の法律に準拠します。)に従って当ファンドの受託会社を務めます。受託会社は管理会社、事務管理会社及び販売会社に一定の職務を委託することができます。

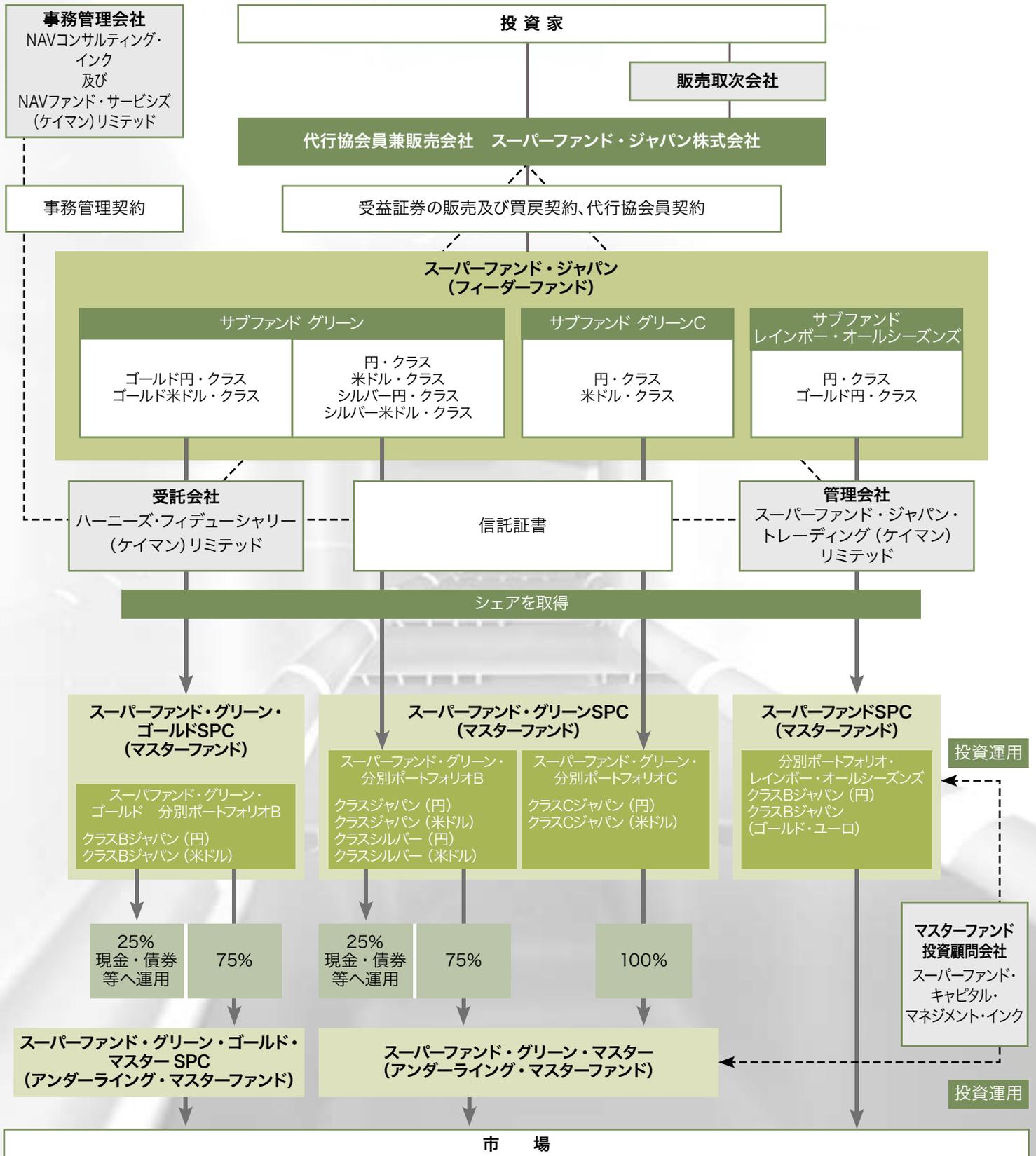
事務管理会社

NAVコンサルティング・インク及びNAVファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(これらを併せて、以下「事務管理会社」といいます。)は、受託会社との間で締結された役務提供契約(以下「事務管理契約」といいます。)に従って、事務管理会社として活動します。NAVコンサルティング・インクは、いずれも純資産価額の計算に係る契約に記載のとおり、とりわけ当ファンドの純資産価額の計算並びにその他特定の会計、事務、データ処理業務及び関連する専門業務の遂行を担っています。NAVファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッドは、事務管理契約に記載のとおり、(i)当ファンドの受益権者名簿の維持管理並びに当ファンドの受益証券の発行及び名義変更処理、(ii)受益権者に対する財務情報の発信、(iii)受益証券の償還請求の処理、(iv)当ファンドの帳簿及び記録の作成及び保持、並びに(v)当ファンドの事務管理に関するその他の業務の遂行を担っています。

販売会社及び代行協会員

販売会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせに対応します。販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせへの対応について責任を有する1社以上の販売取次会社(以下「販売取次会社」と表記。)を随時任命することができます。当ファンドの管理会社は、スーパーファンド・ジャパン株式会社を、日本における受益証券の募集に関する代行協会員として選任しています。

スーパーファンド・ジャパンの運用ストラクチャーと関係法人



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

当ファンドは、グリーン、グリーンC、レインボー・オールシーズンズの3つのサブファンドから構成され、各サブファンドにつき1つ又は複数のクラスを有します。

各サブファンドの資産は管理会社により運用され、管理会社は各サブファンドの資産の基本的にすべてを、以下のようにそれぞれ対応するマスターファンド（以下「マスターファンド」といいます。）の分別ポートフォリオの発行する株式の対応するクラスに投資します。

サブファンド	マスターファンド/分別ポートフォリオ
グリーン	スーパーファンド・グリーンSPC / 分別ポートフォリオB スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC / 分別ポートフォリオB
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC / 分別ポートフォリオC
レインボー・オールシーズンズ	スーパーファンドSPC / 分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ

当ファンドのサブファンドのうちグリーン及びグリーンCについては、マスターファンド（その各分別ポートフォリオ）は、その資産の一部を分別ポートフォリオ会社として登録されている2つのケイマン諸島の適用免除有限責任会社である、スーパーファンド・グリーン・マスター及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター SPC（以下、それぞれを「アンダーライニング・マスターファンド」といいます。）の株式に投資します。

サブファンドのうちレインボー・オールシーズンズについては、マスターファンドであるスーパーファンドSPC（分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ）が直接市場に投資を行います。マスターファンドの各分別ポートフォリオの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、長期的な投資元本の増価により平均以上の収益の確保を目指すことです。

■ファンドの特色

投資対象

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ（サブファンド）の株式に投資します。

続いて、グリーンCのマスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資します。レインボー・オールシーズンズのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産を直接市場で運用し、グリーンCのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資します。

投資方針

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ（サブファンド）の株式に投資します。

続いて、グリーンCのマスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資します。レインボー・オールシーズンズのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産を直接市場で運用し、グリーンCのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資します。マスターファンドの分別ポートフォリオに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現金、金現物及び先物に投資されます。

マスターファンドの各分別ポートフォリオの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、上述したところに従って、長期的な投資元本の増価により平均以上の収益の確保を目指すことです。アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、グリーン、グリーンC及びレインボー・オールシーズンズのマスターファンドの投資顧問会社であるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下「マスターファンド投資顧問会社」といいます。）が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入しています。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理されます。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものではなく、またいかなる制限を受けるものでもありません。マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンド（レインボー・オールシーズンズの場合はマスターファンド）が、上場先物及び店頭デリバティブ（外国為替取引を含みます。）の取引においてレバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することができます。

別段の記載がある場合を除き、本書において各サブファンドの投資及び投資プログラムに言及した場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資及び投資プログラムに対する言及を含みます。

スーパーファンド・グリーン・マスター及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター SPC は、中長期トレンドフォロー戦略を中核とした複数のテクニカル分析に基づくマネージドフューチャーズ戦略を採用します。マネージドフューチャーズ戦略は、金融先物と商品先物双方への分散投資を行い、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用されます。

また、スーパーファンドSPC（分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ）は、リスク・リターン・レシオが最大となる市場セグメントをポートフォリオ内で最も重くウェイト付けるシャープパリティ戦略を採用します。株式、債券、商品市場へのバランス投資を行うシャープパリティ戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用されます。

■ 運用体制

当ファンドは管理会社により運用され、管理会社は取締役により運営されています。管理会社の取締役は当ファンドの運営の全体的な管理を調整する義務を負い、当ファンドのすべての資産についてマスターファンドへの投資を監督し、必要な範囲において、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとります。

■ 投資制限

当ファンドの管理会社は、日本証券業協会が制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準を遵守します。

■ 分配方針

現段階では分配を行う予定はありません。但し、管理会社はその裁量で分配を決定する権利を留保しています。

投資リスク

当ファンドは価格変動性を伴う金融商品です。当ファンドの投資対象である金融先物市場及び商品先物市場の価格変動、金先物及び金現物の価格変動、金利・為替相場等の市況の変動、並びに取引の相手方の信用状況の変化等を要因として、当ファンドの1口当たりの純資産価額が**投資元本を割り込む場合があります、さらには投資元本の全額が失われる可能性も否定できません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資家(受益権者)の皆様に帰属します。投資信託は金融機関の預金と異なり、預金保険の対象ではありません。**

投資リスクの詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)に開示された、当ファンドの2024年6月28日提出の有価証券届出書(ファンドコード「G07555」)をご覧ください。

■ リスク管理

管理会社、マスターファンド投資顧問会社及びマスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、上記の投資方針を厳格に遵守します。また、マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認します。さらに、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有します。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものです。

マスターファンド投資顧問会社は、リスク管理に加え、投資決定についても、完全に系統化された取引システムを使用しています。

取引システムは、下記の4つの基本方針に基づく投資運用を行います。

■ 独自のテクニカル分析

先物市場のヒストリカル・データと多岐に渡る独自のテクニカル指標に基づき、高い収益機会をもたらす可能性のある価格パターン(トレーディング・シグナル)を見つけ出します。これらのトレーディング・シグナルに基づき、取引システムが自動的に売買注文を決定します。

■ マネージドフューチャーズ戦略とシャープパリティ戦略

取引システムは、現在「マネージドフューチャーズ戦略」と「シャープパリティ戦略」を採用しています。各マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにより周期は短期から中長期と限定若しくはバランスされ、また、市場の上昇パターン又は下降パターンにかかわらず収益を得ることを目指しています。

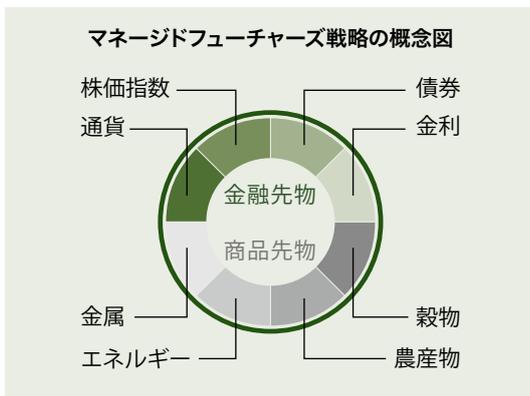
■ 厳格なリスク管理

取引システムに組み込まれた厳格な取引ルールに基づき、取引に関する意思決定から人間の感情移入による誤算を排除します。個々の取引ポジションの金額を制限し、損失を早期に切り捨てます。各取引の初期リスクの上限を分別ポートフォリオの資産の一定割合に事前に設定し、リスク量を毎日継続的に監視します。

■ 分散投資

マネージドフューチャーズ戦略では、世界中の流動性の高い金融先物市場及び商品先物市場を取引対象として、買いポジションと売りポジションの両方を使用した分散投資を行います。このような分散投資により、相互に独立した動きを示す数多くの異なる先物市場にリスクを分散させることを目指しています。シャープパリティ戦略では、複数あるトレーディングシステム

が、株式、債券、商品市場へのバランス投資による付加価値を通じ、安定した長期的なパフォーマンスを生み出します。市場のウェイト付けは、いわゆるシャープ・レシオを使用して調整されます。当該指標は、投資の収益が資産のリスクに匹敵するかどうかを示すものです。スーパーファンド・シャープパリティ戦略では、リスク・リターン・レシオが最大となる市場セグメントをポートフォリオ内で最も重くウェイト付けします。これにより、戦略を様々な市場変動に適応させることができます。収益確保の機会をより生かすため、ファンドのサブシステムが各マーケットの下落に対してヘッジする可能性もあります。



上記は単なる概念図です。
 実際の分散投資比率は、市場の状況・マスターファンド毎の戦略に応じて継続的に調整されます。

マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資決定に関する裁量権を持たず、取引システムの要求に正確に従うことが求められます。かかる取引システムを使用することにより、経常的な投資決定プロセスにおいて人間の感情はほとんど除外されます。取引システムは、利益の最大化より資金の維持を優先させるよう設定されています。システムリスクを軽減するため、基準となる変数を多様化し、さらに、ポジションが形成される前に、市場の相関関係及びボラティリティに基づきかかるポジション毎の最大の未確定リスクを示します。ポジションは、ストップ・アウト、上記の市場のボラティリティ又は相関関係の変化を受けての調整又は利益を確定するためにクローズして決済されますが、かかるシステムが先例と同様の結果をもたらす保証はありません。

また、かかるシステムは、世界中の主要な市場にて取引を行うことによる地域市場に関連したリスクの軽減も行っています。市場の効率性は定期的に再査定され、特定の市場が市場ポートフォリオへ追加され、又は市場ポートフォリオから削除されます。マスターファンド投資顧問会社が所在する地域における災害に関連するリスクを最小限に抑えるため、かかる取引システムの予備システムが、マスターファンド投資顧問会社とは地理的に異なる場所で保守されています。管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、取引の発注に関与した結果又は取引システムに関与した結果得た情報を他の目的に使用してはなりません。上記の記載に限らず、管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、自己のため又はその他の第三者のために取引活動を行ってはなりません。管理会社、マスターファンド投資顧問会社の従業員には、すべて契約により厳格な秘密保持義務が課せられています。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理会社はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの週次の運用報告書を作成し、当該報告書にはマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド（いずれか該当するもの）の純資産価額、月末又は当該週の純資産価額評価日時点（いずれか該当するもの）の純収益、及び当該会計年度の初めから当該日時点までの純収益を記載するものとします。管理会社の財務諸表は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表と同様、独立会計事務所

により毎年監査されます。

管理会社の取締役会は、管理会社のために、特定のリスク管理に係る問題についての方針を定め、これを実施するものとし、かかる方針には相手方当事者の与信承認、相手方当事者の制限及び従業員の取引方針が含まれますがこれらに限りません。

■ 主なリスク要因

当ファンドの主なリスク要因は下記の通りです。これらのリスク要因は、当ファンドの資産の最大100%がマスターファンドに投資されるという事実について記述されています。

特別な投資技法を用いて先物契約への投資を目的とするマスターファンドは、その特別な投資技法に関連した以下の特定リスクの対象となります。先渡契約、先物契約、オプション、スワップ及びその他の金融デリバティブ商品の市場は、変動性が非常に高くなり得、これらの市場に関連した損失が発生するリスクは非常に高いものです。

商品先物・オプションへの投資：マスターファンドの分別ポートフォリオは、直接、又はアンダーライニング・マスターファンドを通じて、商品先物取引及びこれに対するオプションに投資することができます。商品市場は極めて不安定です。かかる投資の収益性は投資顧問会社の商品市場に対する正確な分析能力に依存しており、その能力は需給関係の変動、天候、商品価格に影響を及ぼすことを目的とした政府、農業、商業及び貿易計画並びに方針、世界の政治的・経済的事象及び利率の変動等による影響を受けています。さらに、商品先物及びオプション取引への投資は、レバレッジ（通常利ざやは取引額面のわずか5-15%であり、エクスポージャーは無制限に近い。）を含みますがこれに限定されない付加的なリスクが関係します。CFTC及び先物為替取引所は、特定の商品において誰もが所有若しくは支配が可能なネット・ロング・ポジション又はネット・ショート・ポジションの最大値に関して、「投機的ポジション制限」と称される制限値を制定しました。マスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドにより所有又は管理されている口座が保有するポジションすべては、ポジション制限を遵守しているか判断するため集約されます。かかる制限を超過することを避けるため、マスターファンドの分別ポートフォリオが保有するポジションを流動化しなければならない可能性があります。そのような変更又は流動化（必要な場合）は、分別ポートフォリオの経営及び利益性に悪影響を及ぼしかねません。

金、銀及びその他貴金属への投資：マスターファンドの分別ポートフォリオは、金、銀、プラチナ及びその他の貴金属の現物並びにその関連商品に投資することができます。金、銀及びその他の貴金属の価格は大幅に変動し、以下の多数の要因の影響を受けます。（i）世界的及び地政学的な経済・財務状況、（ii）将来のインフレ率、及び世界の株式市場、金融市場、不動産市場の動きに関する投資家の予測、（iii）世界における金、銀及び貴金属の需給動向（需給は、生産者による産出量と先渡し売買高、中央銀行による売買、貴金属の実需、再利用貴金属の供給、投機的需要と産業向け需要など、数多くの要因によって影響を受けます。）、（iv）金利及び為替レート、特にユーロ及び米ドルの動向及び信頼度、並びに（v）ヘッジファンド、商品ファンド等の投機筋の投資及び取引活動等の数多くの要因による影響を受けます。

ゴールドクラス又はシルバークラスの株価は、米ドル建て金又は銀価格の変動により直接影響を受けます。これは、ヘッジが全面的に導入された場合、米ドル建て金・銀価格の5%の上昇が各クラスの株式の純資産価額を5%増加させ、逆に米ドル建て金・銀価格の5%の下落は各クラスの株式の純資産価額を5%減少させるということを意味しています。

各クラスの株式の投資資産の全体が、金又は銀価格に対して常にフルヘッジされるという保証は

ありません。

為替リスク：当ファンドのサブファンドは円建て又は米ドル建てであり、その資産は円建て又は米ドル建てのマスターファンドのクラスに投資されますが、マスターファンドがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建て又はユーロ建ての株式に投資します。よってマスターファンドは米ドルと円との間の為替変動に起因する損失を被る可能性があります。また、アンダーライニング・マスターファンドの機能通貨は米ドル又はユーロですが、円以外の通貨建ての債券、現金、金先物及び金現物並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他金融商品にも投資します。その価格は米ドル又は円以外の通貨を参照して決定されます。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値は、米ドル、ユーロ及び円の為替レートの変動並びに各国の市場及び通貨におけるアンダーライニング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動します。外国為替市場における変動は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの業績に大きな影響を与える可能性があります。アンダーライニング・マスターファンドが投資する他の通貨に対する米ドル又はユーロの価値の上昇は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格上昇の効果を縮小し、価格下落の効果を拡大させます。反対に、米ドル又はユーロの価値の下落は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格下落の効果を縮小し、価格上昇の効果を拡大します。アンダーライニング・マスターファンドは、為替リスクをヘッジするために各種の金融デリバティブ商品（オプション、先物、先渡し及びスワップを含みますが、これに限定されません。）を組み込むことができるものとします。かかるヘッジ取引が効果的であるという保証はありません。為替リスクの管理により、アンダーライニング・マスターファンドの業績がマイナスの影響を受ける可能性があります。サブファンド、マスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドのクラスと異なる通貨建てのすべての受益証券又は株式のクラスに対し、上記に記載されたところと同様のことが当てはまります。

投資の流動性：いくつかの取引市場で、契約価格の1日の変動率が、「1日当たり価格変動制限」又は「日次制限」と言われる規制により制限されています。これにより1取引日において、かかる日次制限を超過した価格で取引することはできません。ある市場の価格が日次制限と同等の割合で上昇又は下落した場合、取引業者が当該変動制限と同等又はその範囲内の割合で取引を実行することを希望しない限り、投資ポジションを取得又は換金できません。過去においては、価格が連日日次制限一杯まで推移したため、取引がほとんど行われなかったか又は全く行われなかった例もあります。同様の状況により、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが速やかに不利なポジションを売却できないおそれがあり、その結果アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが多額の損失を被る可能性があります。

ヘッジによる損失：マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、為替レートの変動並びに株式市場、市場金利及びその他の事由における変動により生じたポートフォリオ・ポジションの価値の減少をヘッジするために、金融商品（先物契約、オプション及び金利スワップ並びにキャップ・アンド・フロア等）を使用することができます。ポートフォリオ・ポジションの価値の減少に対するヘッジは、かかるポジションの価値が減少してしまった場合、ポートフォリオ・ポジションの価値の変動を抑え、又はかかる価値の変動による損失を回避することはできません。しかしながら、当該ポジションの価値の減少により利益が得られるように作られたその他のポジ

ションにより、ポートフォリオ・ポジションの価値の減少は相殺されます。またかかるヘッジ取引は、ヘッジされたポートフォリオ・ポジションの価値が増加した場合、利益幅を制限します。さらに、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、価格変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価値の減少を、それぞれの資産価値を保全するのに十分な価格でヘッジすることができない可能性があります。これに加えて、特定のリスクを全くヘッジすることができない可能性もあります。

マスターファンド投資顧問会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを行う義務を負わず、またこれを差控えることができます。ヘッジ取引が成立する限り、ヘッジの成功は、為替レート、金利及び株式市場の動向又はヘッジの対象となるその他の事由の発生及びその時期を正確に予測するマスターファンド投資顧問会社の能力に依存します。マスターファンド投資顧問会社が不正確な決断をした場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、マスターファンド投資顧問会社がかかるヘッジ取引を行っていない場合よりも全体的に低い投資業績となる可能性があります。また、ヘッジ戦略に用いられた商品の価格変動とポートフォリオ・ポジションの価値の変動における相関の度合は異なることがあります。さらにマスターファンド投資顧問会社は、様々な理由により、特定のポートフォリオをヘッジし、又はヘッジ商品とヘッジの対象となるポートフォリオ資産の完全な相関関係を築くことを望まない場合があります。相関関係が不完全であることにより、企図されるヘッジからマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが利益を受けることが妨げられ、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドがさらなる損失リスクに曝される可能性があります。ヘッジの使用及びリスク管理取引を成功させるためには、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドにおけるポートフォリオの選択に必要な技量と相互補完的な技量が必要です。

レバレッジ: アンダーライニング・マスターファンドの取引活動には、高いレバレッジを有する市場における投資及び/又は投資手法が含まれます。レバレッジには高いリスクを伴いますが、より高い利回り及び総利回りを得る機会を与えてくれます。アンダーライニング・マスターファンドは、資本の留保戦略及び投資の分散化により、レバレッジによる取引活動のリスク管理に努めます。

一般的に、予期されるアンダーライニング・マスターファンドによる短期証拠金借入の利用は、マスターファンドひいては当ファンドのリスク増大につながります。例を挙げれば、アンダーライニング・マスターファンドの信用取引口座を担保するためにブローカーに差し入れられた有価証券の価値が減損した場合、又はアンダーライニング・マスターファンドが借入を受けているブローカーがその維持証拠金を引き上げた場合（若しくは融資枠のパーセンテージを引き下げた場合）、アンダーライニング・マスターファンドは追証の差入れを求められることがあり、その場合はブローカーに対し追加の資金を預託するか又は担保として差し入れられた有価証券の全部若しくは一部を減損価値の補填のために強制的に清算しなければなりません。アンダーライニング・マスターファンドが管理する資産の価値が急落した場合には、かかるファンドが証拠金債務の支払いに間に合うように資産を換金できるとは限らず、下落傾向の市場において比較的低い価格で強制的にポジションの清算を行った結果、相当の損失を被る可能性もあります。

相手方当事者のリスク: アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンド（場合によります）が取引を行う市場のいくつかは「店頭」市場又は「ディーラー間」市場です。かかる市場の参加者は、「取引ベース」市場のメンバーと異なり、一般的に信用査定又は規制機関による監督の対象外です。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは相手方当事者が信用又は

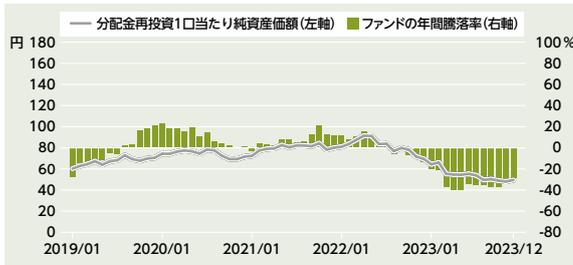
流動性の問題により取引を決済せず、これによりアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被ることとなるリスクを負います。これに加えてアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、取引のデフォルトに直面した場合、代替取引が実行されるに際し厳しい市場状況に曝される可能性があります。このような「相手方当事者によるリスク」は、長期にわたる契約でその間に取引の決済を妨げる様々な事由が起こりうること、又はアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが取引の相手方を単一若しくは少数のグループに集中させることにより増大します。しかしながら、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、特定の相手方と取引を行うこと、及び単一の相手方に一部又はすべての取引を集中させることについて制限を受けません。また、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、相手方の信用力を査定する内部の査定機能を有していません。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被る可能性は、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが単一又は複数の相手方と取引できること、かかる取引の相手方の財務能力を有意義に、かつ独立して査定する機能を有さないこと、また決済を促進する規制市場が存在しないこと等の理由により、増大する可能性があります。

■ 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

■ グリーン(円・クラス) (2019年1月～2023年12月)



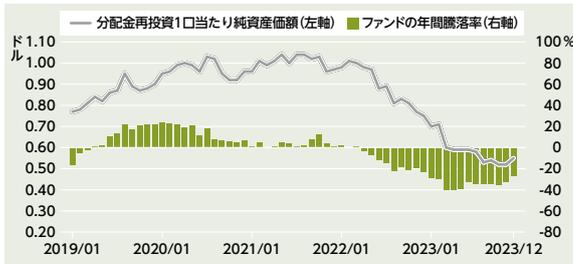
※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (円・クラス)」

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



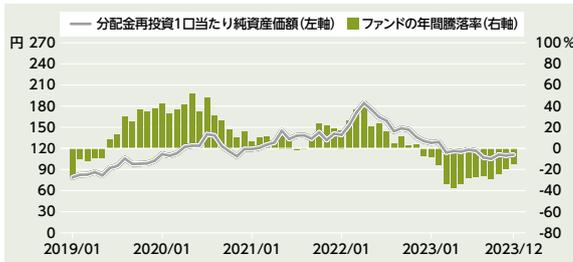
■ グリーン(米ドル・クラス) (2019年1月～2023年12月)



※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (米ドル・クラス)」



■ グリーン(ゴールド円・クラス) (2019年1月～2023年12月)

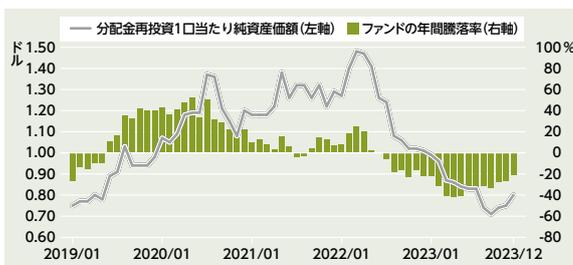


※2017年12月31日までの名称：スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン サブファンドB 円建てクラス

※2018年1月1日～2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (ゴールド円・クラス)」



■ グリーン(ゴールド米ドル・クラス) (2019年1月～2023年12月)



※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (ゴールド米ドル・クラス)」



*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及びほかの代表的な資産クラスについて表示したものです。

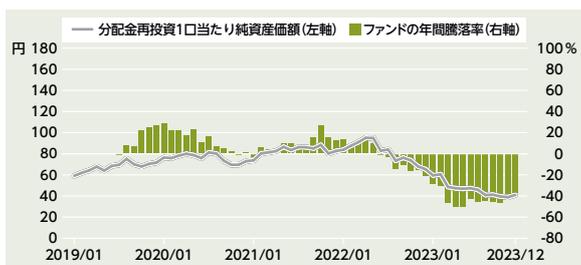
■ グリーン(シルバー円・クラス) (2019年1月～2023年12月)



■ グリーン(シルバー米ドル・クラス) (2019年1月～2023年12月)



■ グリーンC(円・クラス) (2019年1月～2023年12月)



■ グリーンC(米ドル・クラス) (2019年1月～2023年12月)



*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

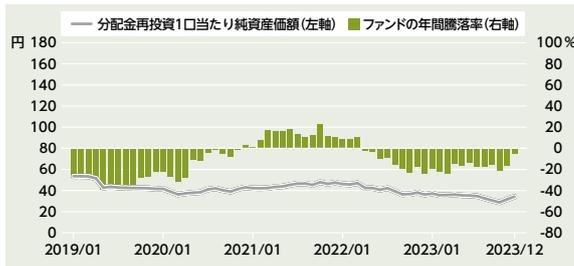
*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及びほかの代表的な資産クラスについて表示したものです。



■ レインボー・オールシーズンズ(円・クラス) (2019年1月～2023年12月)



※2019年12月31日までの名称：サブファンド「ブルー(円ヘッジ有・クラス)」

※2020年1月1日～2021年6月30日までの名称：サブファンド「シャープパリティ(円・クラス)」

※2021年7月1日～2023年6月30日までの名称：サブファンド「システムティック・オールウェザー(円・クラス)」

■ レインボー・オールシーズンズ(ゴールド円・クラス) (2019年1月～2023年12月)



※2019年12月31日までの名称：サブファンド「ブルー(ゴールド円・クラス)」

※2020年1月1日～2021年6月30日までの名称：サブファンド「シャープパリティ(ゴールド円・クラス)」

※2021年7月1日～2023年6月30日までの名称：サブファンド「システムティック・オールウェザー(ゴールド円・クラス)」

*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

※グリーンC(円・クラス、米ドル・クラス)は2018年7月1日に運用を開始したため、2019年6月以前の年間騰落率は記載していません。

※グリーン(シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス)は2022年9月1日に運用を開始したため、2023年8月以前の年間騰落率は記載していません。

○ 円建てクラスの指数

円・クラス/ゴールド円・クラス/シルバー円・クラス

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

○ 米ドル建てクラスの指数

米ドル・クラス/ゴールド米ドル・クラス/シルバー米ドル・クラス

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

運用実績

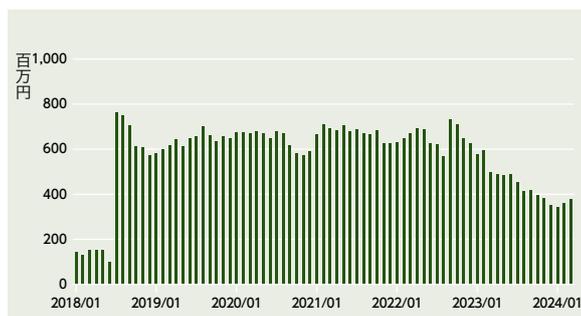
以下は当ファンドの受益証券の運用実績です。この運用実績は2024年3月31日現在及び過去のものであり、今後の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

■ 純資産の推移

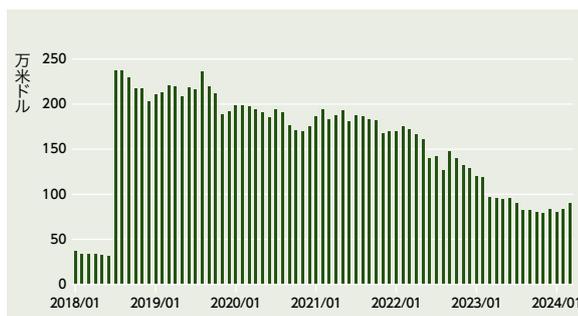
(1) 純資産総額の推移

当ファンドのサブファンドであるグリーン（円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）、グリーンC（円・クラス、米ドル・クラス）及びレインボー・オールシーズンズ（円・クラス、ゴールド円・クラス）の純資産総額の推移を下記のグラフに示します。なお、グリーン（ゴールド円・クラス）については2014年1月1日～2024年3月31日まで、グリーン（シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）については2022年9月1日～2024年3月31日まで、グリーンC（円・クラス、米ドル・クラス）については2018年7月1日～2024年3月31日まで、それ以外の各クラスについては2018年1月1日～2024年3月31日までの期間の推移を示します。

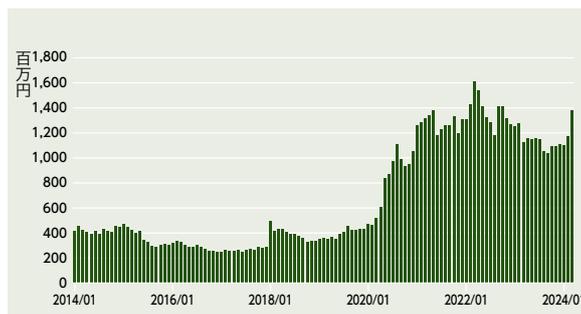
■ グリーン(円・クラス)



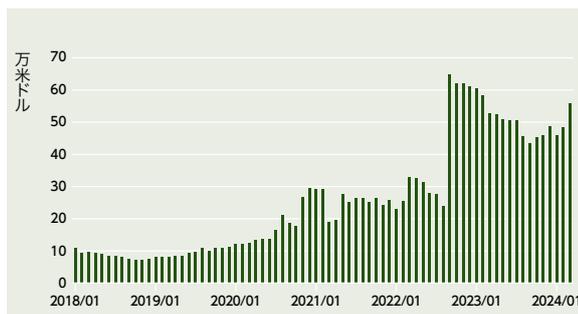
■ グリーン(米ドル・クラス)



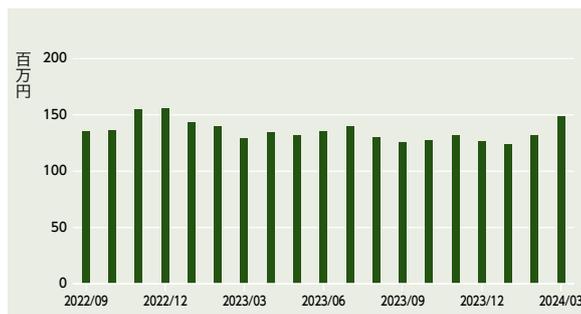
■ グリーン(ゴールド円・クラス)



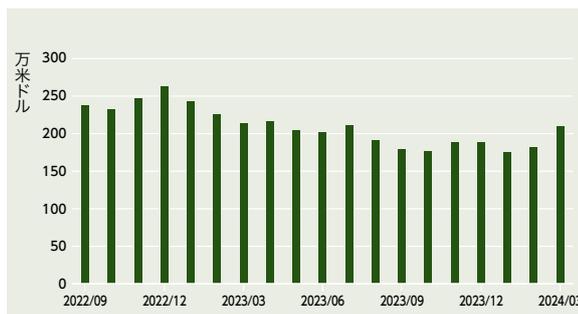
■ グリーン(ゴールド米ドル・クラス)



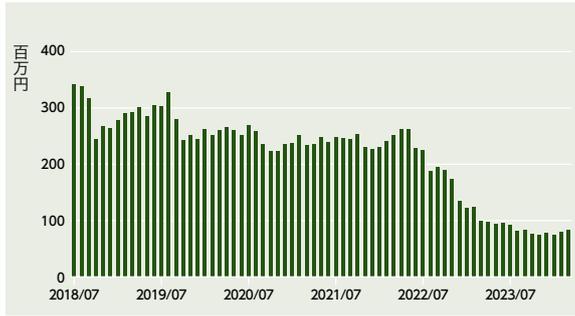
■ グリーン(シルバー円・クラス)



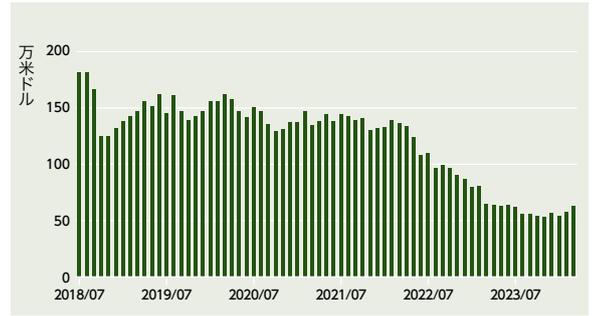
■ グリーン(シルバー米ドル・クラス)



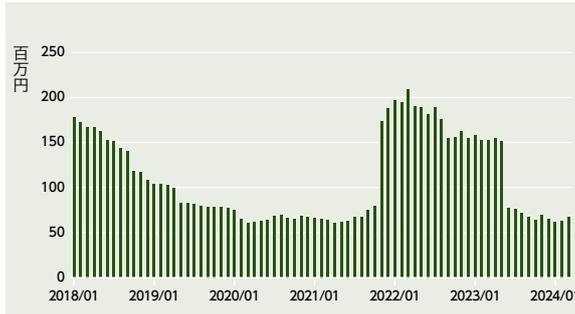
■ グリーンC(円・クラス)



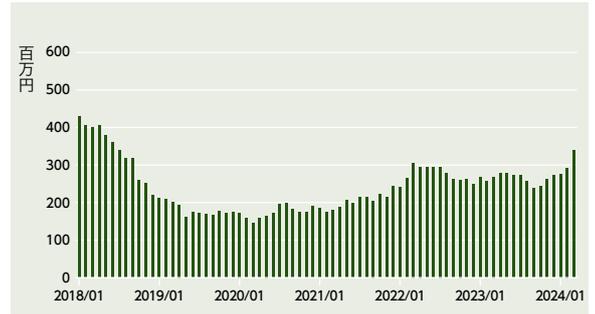
■ グリーンC(米ドル・クラス)



■ レインボー・オールシーズンズ(円・クラス)



■ レインボー・オールシーズンズ(ゴールド円・クラス)



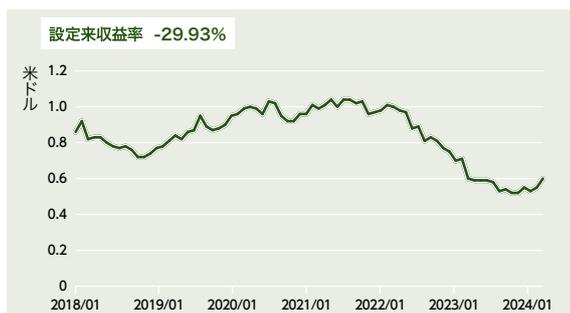
(2) 1口当たりの純資産価額の推移

当ファンドのサブファンドであるグリーン（円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）、グリーンC（円・クラス、米ドル・クラス）及びレインボー・オールシーズンズ（円・クラス、ゴールド円・クラス）の1口当たりの純資産価額の推移を下記のグラフに示します。なお、グリーン（ゴールド円・クラス）については2014年1月1日～2024年3月31日まで、グリーン（シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）については2022年9月1日～2024年3月31日まで、グリーンC（円・クラス、米ドル・クラス）については2018年7月1日～2024年3月31日まで、それ以外の各クラスについては2018年1月1日～2024年3月31日までの期間の推移を示します。

■ グリーン（円・クラス）



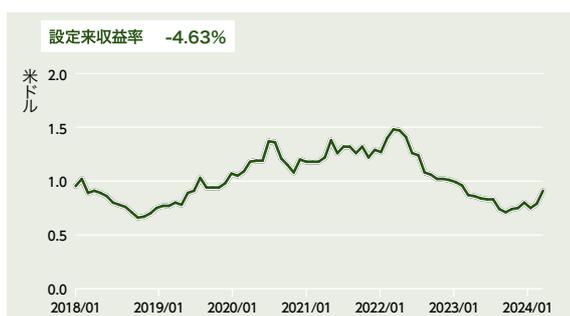
■ グリーン（米ドル・クラス）



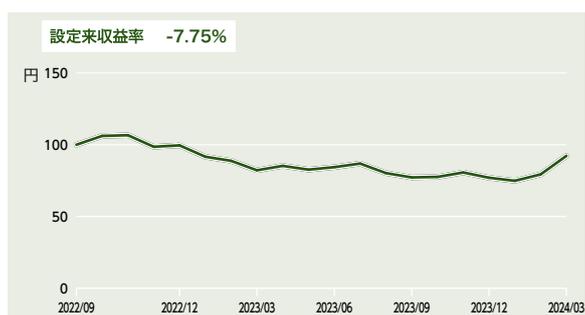
■ グリーン（ゴールド円・クラス）



■ グリーン（ゴールド米ドル・クラス）



■ グリーン（シルバー円・クラス）



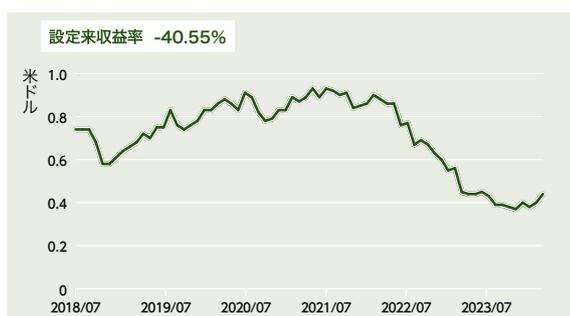
■ グリーン（シルバー米ドル・クラス）



■ グリーンC（円・クラス）



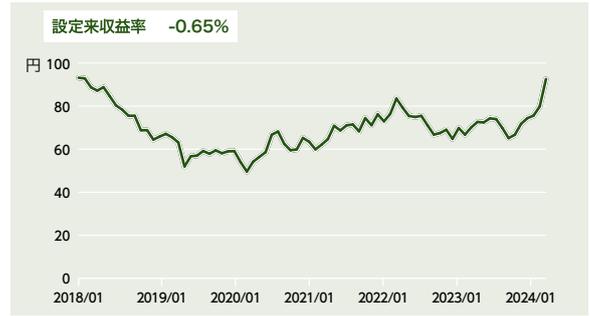
■ グリーンC（米ドル・クラス）



■ レインボー・オールシーズンズ(円・クラス)



■ レインボー・オールシーズンズ(ゴールド円・クラス)



■ 分配の推移

該当ありません。

■ 主要な資産の状況

(2024年3月31日現在)

サブファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価)		金額(時価)		投資比率
					単価	金額	単価	金額	
グリーン	ケイマン諸島	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC Bの株式(クラスB・ジャパン)及びスーパーファンド・グリーンSPC Bの株式(クラス・ジャパン及びクラス・シルバー)	分別ポートフォリオ会社	1,958,342.41	2,597,104,134円		2,438,370,813円		100%
					単価	1,326.17円	単価	1,245.12円	
グリーンC	ケイマン諸島	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株式(クラスC・ジャパン)	分別ポートフォリオ会社	229,023.81	257,983,267円		169,142,834円		100%
					単価	1,126.45円	単価	738.54円	
レインボー・オールシーズンズ	ケイマン諸島	スーパーファンドSPCの株式(分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスB・ジャパン)	分別ポートフォリオ会社	114,812.32	340,662,357円		395,206,993円		100%
					単価	2,967.12円	単価	3,442.20円	

※金額(単価を除きます。)は小数点第1位を四捨五入しています。

■ 収益率の推移

運用期間が最も長い、当ファンドのサブファンド「グリーン(ゴールド円・クラス)」の2014年1月1日から2017年12月31日までの収益率の推移を下記の表に示します。

サブファンド	自2014年1月1日 至2014年12月31日	自2015年1月1日 至2015年12月31日	自2016年1月1日 至2016年12月31日	自2017年1月1日 至2017年12月31日
グリーン(ゴールド円・クラス)	23.10%	-15.52%	-18.82%	29.03%

2018年1月1日から2023年12月31日までの各サブファンドの収益率の推移を下記の表に示します。

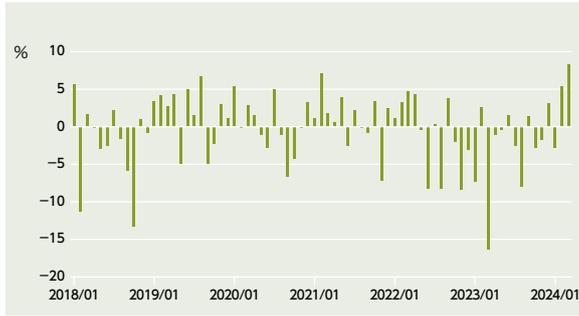
サブファンド		自2018年1月1日 至2018年12月31日	自2019年1月1日 至2019年12月31日	自2020年1月1日 至2020年12月31日	自2021年1月1日 至2021年12月31日	自2022年1月1日 至2022年12月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
グリーン	円・クラス	-25.95%	21.06%	1.37%	11.96%	-13.28%	-28.68%
	米ドル・クラス	-13.95%	21.62%	6.67%	1.04%	-22.68%	-26.67%
	ゴールド円・クラス	-27.99%	37.57%	16.18%	18.29%	-7.38%	-14.86%
	ゴールド米ドル・クラス	-26.32%	40.00%	22.45%	7.50%	-21.71%	-20.79%
	シルバー円・クラス	-	-	-	-	-0.45%**	-22.66%
	シルバー米ドル・クラス	-	-	-	-	12.00%**	-27.68%
グリーンC	円・クラス	-28.98%*	26.91%	1.87%	13.11%	-20.89%	-37.24%
	米ドル・クラス	-26.61%*	27.87%	6.41%	2.41%	-29.41%	-33.33%
レインボー・ オールシーズン	円・クラス	-27.45%	-22.23%	3.29%	10.41%	-23.85%	-5.28%
	ゴールド円・クラス	-30.85%	-8.41%	10.51%	16.82%	-14.95%	14.78%

*サブファンド「グリーンC」については、新設サブファンドとして2018年7月1日より運用が開始されたため、2018年7月1日から2018年12月31日の期間の収益率を表示しています。

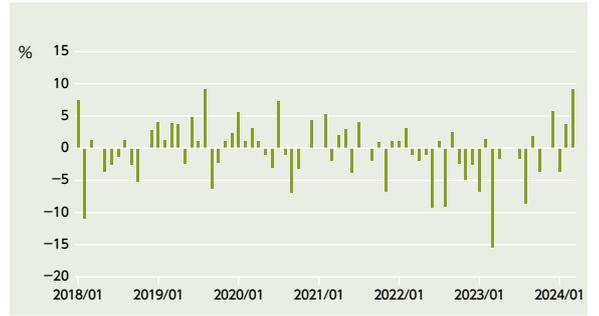
**サブファンド「グリーン」（シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）については、2022年9月1日より運用が開始されたため、2022年9月1日から2022年12月31日の期間の収益率を表示しています。

月次収益率の推移：グリーン（ゴールド円・クラス）については2014年1月1日～2024年3月31日まで、グリーン（シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス）については2022年9月1日～2024年3月31日まで、グリーンC（円・クラス、米ドル・クラス）については2018年7月1日～2024年3月31日まで、それ以外の各クラスについては2018年1月1日～2024年3月31日までの期間の推移を示します。

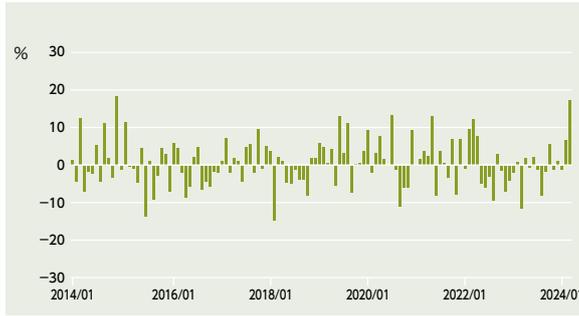
■ グリーン(円・クラス)



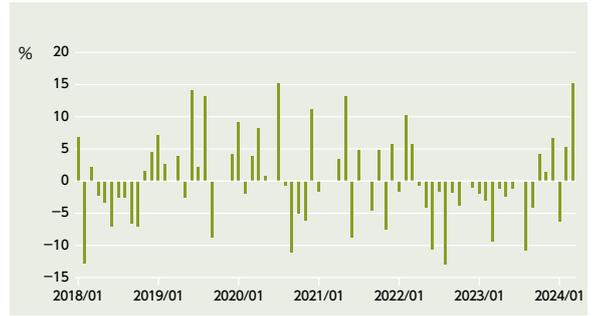
■ グリーン(米ドル・クラス)



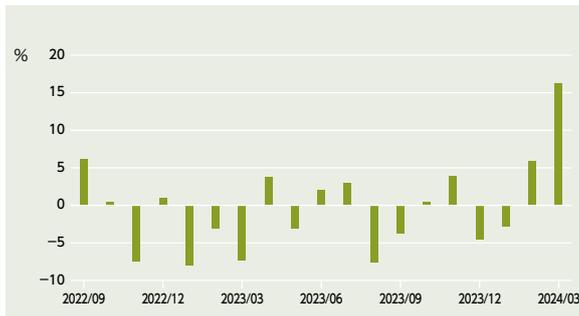
■ グリーン(ゴールド円・クラス)



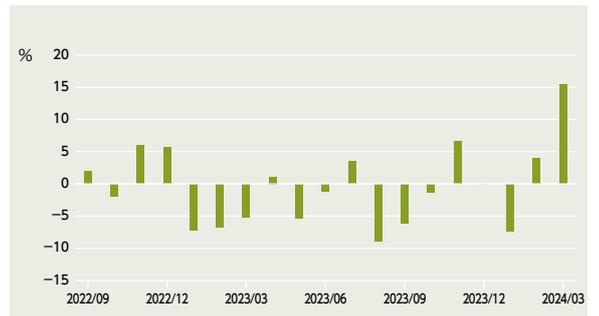
■ グリーン(ゴールド米ドル・クラス)



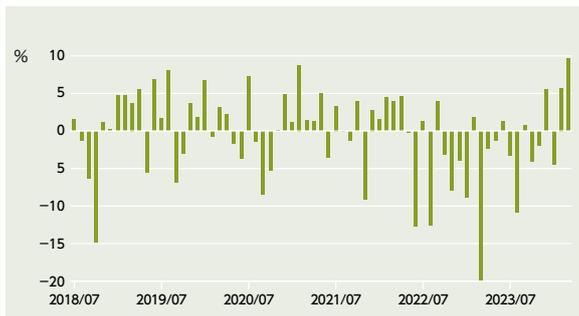
■ グリーン(シルバー円・クラス)



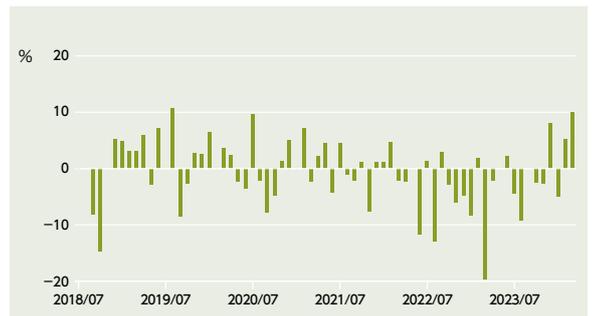
■ グリーン(シルバー米ドル・クラス)



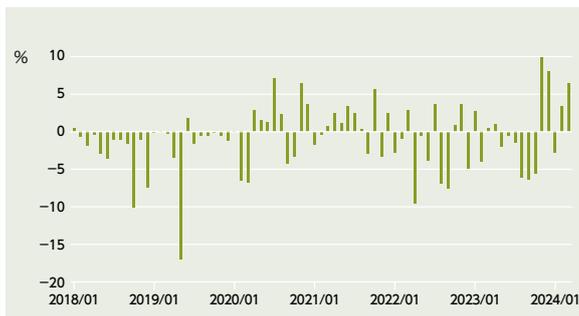
■ グリーンC(円・クラス)



■ グリーンC(米ドル・クラス)



■ レインボー・オールシーズンズ(円・クラス)



■ レインボー・オールシーズンズ(ゴールド円・クラス)



手続・手数料等

【用語の定義】

ファンド営業日：土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島における通常の銀行営業日

本邦営業日：土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日

評価日：各週水曜日の直前のファンド営業日（但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日）、又は、管理会社及び/若しくは受託会社が随時定める別の日

マスターファンド営業日：土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日

- 当ファンドは、日本の現行の課税上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります（法人の場合は、下記とは異なります。）。また、当ファンドは少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）成長投資枠」の適用対象です。NISAの取扱いの有無については、お取引先の販売会社又は販売取次会社にご確認ください。

時期	項目	税金
換金（買戻し）時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税。 換金（買戻し）時の差益（譲渡益）に対して20.315%

■ 受益証券の形態等

■ 形態

ケイマン籍オープンエンド契約型外国投資信託（円建て、米ドル建て）の記名式無額面受益証券

サブファンド	クラス	発行価格
グリーン	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
	シルバー円・クラス	1口100円
	シルバー米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンC	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
レインボー・オールシーズンズ	円・クラス	1口100円
	ゴールド円・クラス	1口100円

(注)各発行日に発行された各クラスの受益証券は、当該発行日に係る評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、申込者に発行された受益証券数が調整されます。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各発行日に係る評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることとなります。

■ 申込み手続き等

申込期間	2024年7月1日から2025年6月30日まで	
サブファンド	クラス	最小申込単位
グリーン	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー円・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンC	円・クラス	100,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	100,000口以上、100口単位
レインボー・オールシーズンズ	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位

(注1) 販売会社は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することがあります。

(注2) 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、各クラスとも1,000口以上、100口単位です(但し、サブファンド「グリーンC」を除きます。)

(注3) さらに有価証券届出書を提出することによって申込期間を更新し、受益証券の募集を継続することが現在意図されています。

■ 申込手続

申込者は、販売会社(販売取次会社を含みます。)と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結します。販売会社(販売取次会社を含みます。)は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込者は、それぞれの評価日の2ファンド営業日前の期日までに、申込用紙を販売会社へ提出します。その後、申込金(申込金額及び申込手数料)は、国内受渡日までに販売会社へ支払われるものとし、受益証券の発行及び登録は、当該申込に係る払込期日に、申込金額の全額の支払いが当ファンドに代わって事務管理会社によって確認されたときに法的に有効となるものとし、

■ 買戻し手続き等

受益権者は、販売会社に対してそれぞれの評価日の2ファンド営業日前までに事前に通知することで、各「買戻日」(それぞれの評価日の翌ファンド営業日、又は管理会社が当該受益証券の償還を行うことを許可したその他の日)に保有する受益証券のすべて又は一部の償還を当ファンドの販売会社に対して請求することができます。かかる償還は、当該評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価額にて行われるものとし、受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制償還が当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」といいます。)が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社の裁量により、課される場合があります。

当ファンド又は当該サブファンドの勘定につき活動する事務管理会社は、事務管理会社が取引計算書及び適用される買戻し手数料に係る情報を販売会社に交付した日から2本邦営業日以内に販売会社に対して買戻金を送金します。

(注) 管理会社は、受益権者の利益を保護するため、特定の買戻日に買戻される各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、当該クラスの発行済受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数までに制限する権限を持っています。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ規定)は適用されません(締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。)

■ ファンドの費用・手数料等

スーパーファンド・ジャパン (当ファンド) のレベルにおける手数料及び報酬等

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料 (申込手数料)	申込金額に上限 5.50% (<u>税抜5%</u>)の申込手数料率を乗じた額	金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬	
換金(買戻)手数料	以下の場合において、管理会社の裁量により、換金(買戻)価格の 2% 相当の換金(買戻)手数料が課され、管理会社により収受されます。 ・受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合 ・強制買戻しが当ファンドによってなされた場合	投資家が保有するファンド資産の買い戻し手続きを行うにあたり、換金のための資金を当ファンドから捻出するためにコストが発生した場合、その金額に対する負担	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
管理会社報酬	各サブファンドの純資産価額の年率 0.1%	受託会社、事務管理会社及びカスタディアンその他の者との間のやりとり、当ファンドの活動に関連する契約の管理、申込及び償還を含む投資活動の運用管理の対価	
受託会社報酬	各サブファンドにつき、年間11,000米ドル	信託証券に従って行う当ファンドの受託業務に対する報酬	
販売会社報酬	サブファンド「グリーン」: 当ファンドレベルで販売会社報酬は課されない サブファンド「グリーンC」: 当ファンドレベルで販売会社報酬は課されない サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」: 純資産価額の0.6%(年率)	販売の手配を行うことへの対価	
事務管理報酬	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬	サブファンド「グリーン」: 年間5,400米ドル サブファンド「グリーンC」: 年間5,400米ドル サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」: 年間5,400米ドル	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価
	年次財務諸表の作成	当ファンドにつき年間1,500米ドル	関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価
	ポータルサイトへのFATCAデータのアップロード	当ファンドにつき年間500米ドル	当ファンドのFATCAルール遵守のための作業の対価
	ポータルサイトへのCRSデータのアップロード	当ファンドにつき年間500米ドル	当ファンドのCRSルール遵守のための作業の対価
代行協会員報酬	各サブファンドの純資産価額の年率 0.1%	日本の法令及び日本証券業協会の規則に従い、受益者への目論見書や財務書類を送付し、純資産価額を公表する等の業務に対する報酬	
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・取引手数料 ・目論見書などの作成、印刷費用 ・弁護士費用(ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、及びこれらに付随する業務の対価) ・税金等 上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を示すことができません。		

以下の報酬等は当ファンドが直接負担するものではなく、当ファンドの投資先であるマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドに賦課されるものです。

マスターファンド及びアンダーライングマスターファンドのレベルにおける手数料及び報酬等

管理報酬	マスターファンドの投資管理を行うことへの対価（販売会社報酬を含みます。）
	マスターファンドの各分別ポートフォリオに属する各クラスの株式の純資産総額の、グリーン及びグリーンCにおいては、毎月0.16%（年2.0%）、レインボー・オールシーズンズにおいては毎月0.08%（年1.0%）
成功報酬	ハイウォーターマークを超えるプラスのパフォーマンスに対する報酬
	グリーン、グリーンC及びレインボー・オールシーズンズにおいては、マスターファンドの各分別ポートフォリオに属する各クラスの株式の純資産価額の増加額につき、その20%（毎月）
販売会社報酬	販売の手配を行うことへの対価
	日本において販売された受益証券の純資産価額の、グリーン及びグリーンCにおいては1.8%（年率）。レインボー・オールシーズンズにおいては課されない。
事務管理報酬	
事務管理報酬	
各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価	
【グリーン及びグリーンCの米ドル・クラス、円・クラスのマスターファンド】 スーパーファンド・グリーンSPC B：年間5,400米ドル スーパーファンド・グリーンSPC C：年間5,400米ドル 【グリーン及びグリーンCの米ドル・クラス、円・クラスのアンダーライング・マスターファンド】 スーパーファンド・グリーン・マスター：純資産の4.2ベースポイント/年間0.042%（毎月4.2ベースポイントの12分の1） 但し、各ファンドにつき最低毎月1,500米ドル ファンドの純資産の50百万米ドルを超える部分：2.45ベースポイント ファンドの純資産の100百万米ドルを超える部分：0.7ベースポイント 【グリーンゴールド米ドル・クラス、ゴールド円・クラスのマスターファンド】 スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC B：年間5,700米ドル 【グリーンゴールド米ドル・クラス、ゴールド円・クラスのアンダーライング・マスターファンド】 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC：純資産の4.2ベースポイント/年間0.042%（毎月4.2ベースポイントの12分の1） 但し、各ファンドにつき最低毎月1,375米ドル ファンドの純資産の50百万米ドルを超える部分：2.45ベースポイント ファンドの純資産の100百万米ドルを超える部分：0.7ベースポイント 【レインボー・オールシーズンズのマスターファンド】 スーパーファンドSPC レインボー・オールシーズンズ：年間18,000米ドル	
年次財務諸表の作成	
関連する規制に則した年次財務諸表（監査済み）の作成及びその補助の対価	
【マスターファンド】 各ファンドにつきそれぞれ年間1,500米ドル 【アンダーライング・マスターファンド】 各ファンドにつきそれぞれ年間1,500米ドル	

事務管理報酬

ポータルサイトへのFATCAデータのアップロード

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのFATCAルール遵守のための作業の対価

【マスターファンド】

各ファンドにつき、年間500米ドル

【アンダーライニング・マスターファンド】

各ファンドにつき、年間500米ドル

ポータルサイトへのCRSデータのアップロード

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのCRSルール遵守のための作業の対価

【マスターファンド】

各ファンドにつき、年間500米ドル

【アンダーライニング・マスターファンド】

各ファンドにつき、年間500米ドル

その他費用

その職務における自己負担費用（取引手数料を含む。）

諸費用

コンサルティング費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並びに臨時費等
上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。
その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を示すことができません。

- 手数料及び報酬等の合計額について：当ファンドの投資家が支払う各種手数料及び報酬等の合計額及びその上限額については、申込みがなされ、当ファンドの純資産価額が算出されるまで確定しないことから、本目論見書においては記載することができません。

手数料及び報酬等の詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）に開示された有価証券届出書（ファンドコード「G07555」）をご覧ください、ご確認ください。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ規定）は適用されません（締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。）。

■ 運用報告

管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号）に基づいて、当ファンドの計算期間の末日（毎年12月31日）後、速やかに当ファンドの資産に関する事項を記載した運用報告書（全体版）及び交付運用報告書を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、知っている受益権者に交付されます。

